

NPO法人霞ヶ浦アカデミー設立総会次第

日時：2007年10月14日 14:00～

場所：水の科学館 水の交流館たまつくり

1. 開会の辞
2. 定数確認（正会員数及び出席者・書面表決者・表決委任者数）
3. 経過報告
4. 議長選任
5. 審議事項
 - 1) 議事録作成人及び署名人選任に関する件
 - 2) NPO法人霞ヶ浦アカデミー設立に関する件
 - 3) 定款に関する件
 - 4) 寄付財産に関する件
 - 5) 事業計画及び収支予算に関する件
 - 6) 役員を選任に関する件
 - 7) 設立代表者選任に関する件
 - 8) 役員の職務及び報酬に関する件
 - 9) 事務局の組織及び運営に関する件
 - 10) その他
6. 閉会の辞

電ヶ浦アカデミーNPO 法人化準備会議経過

年/月/日	場 所	議 題	参加メンバー
19/03/03 (土)	水の科学館会議室	18年度の総括と19年度の活動計画 および今後の方向性で公社と協議	中田、神林、外岡、 浜田、木村
05/20(日)	水の交流館・玉造	19年度事業計画 NPO 法人化の必要性確認	浜田、荒井、宮本、 野口、木村ほか2
07/01(日)	小美玉市 羽鳥ふれあいセンター	NPO 法人化に向けての勉強会 (講師：行政書士 串田直人氏)	浜田、原田、荒井、 宮内、野口、外岡、 木村
08/05(日)	小美玉市 羽鳥ふれあいセンター	NPO 法人化に向けての準備会議 活動目的、実績、事業計画、行程表、	浜田、原田、荒井、 宮内、野口、瀬川、 木村
09/02(日)	小美玉市 羽鳥ふれあいセンター	NPO 法人化に向けての準備会議 趣意書、定款の案について	浜田、荒井、宮内、 野口、瀬川、木村
09/22(土)	小美玉市 羽鳥ふれあいセンター	NPO 法人化に向けての準備会議 趣意書案、定款の案決定、 日程再設定、事業計画書の分担案、 組織等	浜田、荒井、宮内、 野口、木村
10/07(日)	小美玉市 羽鳥ふれあいセンター	NPO 法人化に向けての準備会議 事業計画案、収支予算案、組織等	浜田、荒井、原田、 宮内、野口、瀬川、 木村
10/12(金)	行方市 A - 1 建築事務所	NPO 法人化に向けての準備会議 設立総会資料確認、総会運営等	浜田、荒井、野口、 木村

2007/10/13
作成 木村

霞ヶ浦アカデミーNPO法人設立趣意書（案）

霞ヶ浦は古くは万葉集、常陸国風土記にも登場する海跡湖で、わが国第二の大湖として沿岸や流域の人々の暮らしと歴史、文化の形成に深く関わってきました。

その姿は江戸幕府の利根川東遷事業や明治以降の近代土木事業によって少しずつ変貌を遂げ、現在では洪水被害はほぼ克服され、豊かな淡水資源が確保されていますが、人口と産業の集中度が増すにつれ水質や自然景観、豊かな生態系の変化が顕著になってきました。

私たち霞ヶ浦アカデミーは「霞ヶ浦」、「水」をキーワードとして広く環境保全に関心を持つ人材の育成と確保を主な目的として、以前から霞ヶ浦と様々な形で関わってきた市民有志が主体となって1999年に結成された任意団体です。

これまでの主な活動は、行方市の霞ヶ浦ふれあいランド・水の科学館のご理解とご協力の下に同館を主な活動拠点として、石岡および玉造ロータリークラブほかの協賛を得て1999（平成11）年から2004（平成16）年まで5年間にわたり毎年2月に「霞ヶ浦水産フェスタ」を開催して、霞ヶ浦の歴史・文化・漁業等を背景にして多くの人々に環境への関心を喚起してきたほか、2004（平成16）年からは青少年を中心とした「霞ヶ浦生き物アカデミー」や成人、指導者向けの「霞ヶ浦環境教育指導者養成講座」の開講と、同館内における「霞ヶ浦に棲息する魚類の水槽展示」などの情報発信を行ってきました。

しかし、現状ではこれらの活動の大部分は個人レベルのエネルギーに依存しているのが実情で、事業目的の明確化、企画・運営力の充実・向上を考えると、財政基盤と組織の強化・充実が一層望まれています。

2003（平成15）年に地方自治法の一部改正により水の科学館などの公共施設の管理・運営に指定管理者制度が導入され、管理者の自主性尊重、行政コスト縮減、利用者サービス向上とあわせ地域振興と活性化を目指すことになりました。当アカデミーとしては指定管理者制度の精神を尊重し、同館の指定管理者である行方市開発公社との協同・連携を更に強固なものにしてゆくことも必要と考えています。

このような現状から今後の発展方向を展望すれば、当アカデミーの社会的信用度の増大と責任ある団体運営は不可欠であります。したがって現状の任意団体から法人格を持つNPO法人に改組して、企画・運営能力の向上と事務処理量の増大に対応できる組織と人材の確保を目指します。

このため、現有の人材に加えて事業目的に賛同を得られる会員を多数募り、霞ヶ浦の水環境に関する調査・研究・教育活動とあわせて人材育成に関する活動を担える組織にして、地域の向上・発展に寄与するものです。

特定非営利活動法人霞ヶ浦アカデミー定款(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人霞ヶ浦アカデミーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県行方市浜370-1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、霞ヶ浦を中心とした水環境の調査研究を基に、人材育成に関する事業を行い、地域の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 霞ヶ浦を中心とした水環境の調査研究および情報発信
- (2) 人材育成機関の開設及び管理運営
- (3) シンポジウム、発表会、円卓会議等の開催
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 施設等の管理運営業務の請負
- (2) 企画、調査、研究、教育、検査業務の請負
- (3) 書籍、図書の発行および販売
- (4) 役務の提供
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、原則として、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) たる事務所及び従たる事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散 (合併又は破産による解散を除く。) したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 細則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長

副理事長

副理事長

副理事長

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監事

同

同

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 1,000円

(2) 年会費 正会員 3,000円

賛助会員 10,000円(1口以上)

平成20年度事業計画書(案)

成立の日から平成21年3月31日

特定非営利法人 霞ヶ浦アカデミー

1 事業実施の方針

霞ヶ浦周辺で発生している社会経済的問題、自然科学的問題を取り上げ調査、情報を収集、解決策を検討し実施します。収集した情報を会報、ホームページ、パネル、シンポジウム等で公開します。また、問題解決型環境教育理論を基本に据えて、地域社会の運営を担う人材を育てるために環境教育講座等を開催します。

法人化の初年度であるため、会員相互の理解を深めることを第一に、従来の活動を非営利事業として発展させる基礎固めの年度と位置づけたいと考えています。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動にかかる事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(円)
生き物アカデミー講座開催	青少年対象の野外活動・環境教育	12回 (回/月)	霞ヶ浦湖岸	4名	延べ360名程度	100
環境教育指導者育成講座開催	参加体験型環境教育講座による人材養成	6回	霞ヶ浦ふれあいランド	4名	延べ180名	150
講演会等の開催	夏休み期間中に教養講座を連続開催する	4回	霞ヶ浦ふれあいランド	3名	延べ400名	100
夏休み自然体験教室開催	夏休み期間に湖岸の観察会や自由研究を実施	12回	霞ヶ浦ふれあいランド湖岸	4名	延べ240名程度	50
調査研究事業	霞ヶ浦の歴史研究 魚類調査・水質調査	6回/年 36回/年	当事務所他 高須地先	2名	約100名	50
				2名	約100名	50
水産フェスタ再開準備事業	魚食・舟運・歴史等による地域活性化	12回/年	当事務所	6名	霞ヶ浦流域全体	50
広報事業	会報を発行する	4回/年	当事務所	4名	会員100名他	100

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額(円)

平成21年度事業計画書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

特定非営利法人 霞ヶ浦アカデミー

1 事業実施の方針

二年目は、初年度に引き続き問題解決型環境教育の理念を基本に調査および問題解決のための提案、情報発信、各種講座の開催等の事業を行ないます。また、水産フェスタ（2000～2004年実施）を復活させるためにプレ・フェスタを開催し、本格的活動への第一歩とします。

初年度に引き続き基礎固めに努め、法人化の効果を徐々に発揮して地域の発展と活性化に貢献していきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動にかかる事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
生き物アカデミー講座開催	青少年対象の野外活動・環境教育	24回 (回/月)	霞ヶ浦湖岸	4名	延べ720名程度	200
環境教育指導者育成講座開催	参加体験型環境教育講座による人材養成	12回	霞ヶ浦ふれあいランド	4名	延べ360名	300
講演会等の開催	夏休み期間中に教養講座を連続開催する	10回	霞ヶ浦ふれあいランド	3名	延べ800名	300
夏休み自然体験教室開催	夏休み期間に湖岸の観察会や自由研究を実施	20回	霞ヶ浦ふれあいランド湖岸	4名	延べ400名程度	50
調査研究事業	霞ヶ浦の歴史研究 魚類調査・水質調査	12回/年 50回/年	当事務所他 高須地先	2名 2名	約100名 約100名	1000 500
プレ・水産フェスタの開催	講演・シンポジウム・展示・料理教室等開催	1週間連続で開催	霞ヶ浦ふれあいランド	10名	霞ヶ浦流域全体1000名	500
広報事業	会報を発行する	12回/年	当事務所	4名	会員600名他	500

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額(千円)
調査研究受託	毒性物質の水生生物への影響調査	随時	野外 当事務所	2名	1100

平成20年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算書(案)

設立の日から平成21年3月31日

特定非営利活動法人 霞ヶ浦アカデミー

科 目	金 額	額 (単位:円)	
経常収入の部			
1 会費・入会金収入		1,200,000	
入会金	200,000		
会費			
正会員 200名	600,000		
賛助会員 40名	400,000		
2 事業収入		650,000	
生き物アカデミー事業収入	90,000		
環境教育指導者養成講座	360,000		
講演会等開催事業	200,000		
経常収入			1,850,000
経常支出の部			
1 事業費		650,000	
生き物アカデミー	100,000		
環境教育指導者養成講座	150,000		
講演会等開催事業	100,000		
夏休み自然体験事業	50,000		
調査研究事業	100,000		
水産フェスタ再開準備事業	50,000		
広報事業	100,000		
2 管理費		1,200,000	
事務局員賃金	1,000,000		
旅費	100,000		
賃借料	100,000		
経常支出合計			1,850,000
経常収支差額			0
その他資金収入の部			
1 寄付金	500,000		
2 繰越金	0		
その他資金収入合計		500,000	
その他資金支出の部			
3 予備費	200,000		
その他資金支出合計		200,000	
当期収支差額			300,000
前期繰越収支差額			0
次期繰越収支差額			300,000

平成20年度その他の事業会計収支予算書（案）

設立の日から平成21年3月31日

特定非営利活動法人 霞ヶ浦アカデミー

科 目	金 額 （単位：円）		
経常収入の部			
2 事業収入	0		
経常収入合計			0
経常支出の部			
2 管理費	0		
経常支出合計			0
経常収支差額			0
その他資金収入の部			
1 寄付金	0		
2 繰越金	0		
その他資金収入合計		0	
その他資金支出の部			
3 予備費	0		
その他資金支出合計		0	
当期収支差額			0
前期繰越収支差額			0
次期繰越収支差額			0

平成21年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算書(案)

平成21年4月1日から平成22年3月31日

特定非営利活動法人 霞ヶ浦アカデミー

科 目	金 額 (単位:円)	
経常収入の部		
1 会費・入会金収入		3,200,000
入会金	400,000	
会費		
正会員 600名	1,800,000	
賛助会員 100名	1,000,000	
2 事業収入		3,650,000
生き物アカデミー事業収入	90,000	
環境教育指導者養成講座	360,000	
講演会等開催事業	200,000	
調査研究事業(助成金)	3,000,000	
経常収入		6,850,000
経常支出の部		
1 事業費		3,350,000
生き物アカデミー	200,000	
環境教育指導者養成講座	300,000	
講演会等開催事業	300,000	
夏休み自然体験事業	50,000	
調査研究事業	1,500,000	
プレ水産フェスタ開催事業	500,000	
広報事業	500,000	
2 管理費		3,500,000
事務局員賃金	3,000,000	
旅費	200,000	
賃借料他	300,000	
経常支出合計		6,850,000
経常収支差額		0
その他資金収入の部		
1 寄付金	200,000	
2 繰越金	300,000	
3 その他事業繰入金	800,000	
その他資金収入合計		1,300,000
その他資金支出の部		
3 予備費	500,000	
その他資金支出合計		500,000
当期収支差額		800,000
前期繰越収支差額		0
次期繰越収支差額		800,000

平成21年度その他の事業会計収支予算書(案)

平成21年4月1日から平成22年3月31日

特定非営利活動法人 霞ヶ浦アカデミー

科 目	金 額	額 (単位:円)	
経常収入の部			
2 事業収入(調査研究受託)	2,000,000		
経常収入合計		2,000,000	
経常支出の部			
2 管理費			
賃金	500,000		
旅費	100,000		
消耗品費	300,000		
印刷費他	200,000		
経常支出合計		1,100,000	
経常収支差額			900,000
その他資金収入の部			
1 寄付金	200,000		
2 繰越金	0		
その他資金収入合計		200,000	
その他資金支出の部			
3 予備費	100,000		
その他資金支出合計		100,000	
当期収支差額			800,000
前期繰越収支差額			0
特定非営利活動事業繰出			800,000